

特定中山間保全整備事業

1. 趣旨

森林と農用地が混在する中山間地域において、森林及び農用地の有する水源かん養等の公益的機能を維持するためには、森林と農用地を一体的に整備することが効率的かつ効果的である。

このため、水源林をかん養するために急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、水源林造成と一体して森林及び農用地の保全・整備等を行う特定中山間保全整備事業（以下「本事業」という。）を実施し、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図ることとする。

2. 事業内容

区 分	要 件	
特定地域	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域であること 市町村又は旧市町村の区域が次のいずれかに該当すること。 ・区域内の勾配が1/20以上の田の占める面積比率が50%以上 ただし、区域内の農用地のうち田の占める比率が33%以上 ・区域内の勾配が15°以上の畑の占める面積比率が50%以上 ただし、区域内の農用地のうち畑の占める比率が33%以上 ・林野率が100分の75以上	
申出区域	受益農林地の合計面積がおおむね1,000ha以上であること。 実施区域内の農用地の要保全整備率が1/2以上であること。 実施区域内の造林、育林の必要な面積が1/3以上であること。 申出に係る区域及びその周辺の地域における農林業の生産基盤の状況、農林業従事者数その他の農林業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通し等に照らし、申出に係る事業を行うことによりこれらの地域の農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進が図られると見込まれるものであること。	
事業の内容	採 択 基 準	国庫補助率
1. 水源林造成	受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ1団地5ha以上	100%
2. 農用地整備 区画整理、客土、 暗渠排水	受益面積の合計がおおむね100ha以上	55%
土地改良施設 農業用排水施設、 農業用道路、鳥獣害 防止施設（広域）	受益面積の合計がおおむね300ha以上	55% 基幹農林道 2/3
林地転換	受益面積の合計がおおむね1ha以上	55%
分収育林	受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ1団地5ha以上	100%
林道	受益面積の合計がおおむね500ha以上	基 幹 2/3 その他 55%
交換分合 災害復旧事業		55%

3. 事業実施主体等

事業主体 独立行政法人緑資源機構
採択期間 平成13年度～

4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

2,587,000千円(2,018,350千円)
うち林野分 637,000千円(408,000千円)

（担当課(室)： 農村振興局 総務課 機構調整室
農村振興局 整備部 農地整備課）